# 住まいのこれからを考える **~住まいの活用ノート~** (案)

## 住まいのこれからを考える

大切な住まいのために、今だからできること

全国的に空き家社会問題化する中、八王子市でも空き家が増えています。 空き家になることを予防していくことは、自分自身にとっても、地域にとっても大切なことです。

住まいを使わなくなった後、その住まいは、ご家族が住み続けるのでしょうか、それとも手放すのでしょうか。あるいは誰かに貸すのでしょうか。

相続のとき、あるいはその後、ご家族の方に負担がかかったり、そのまま放置されてしまってご近所の方の迷惑になったりすることがあっては困りますね。

このノートは、もしものことが起こったときに、ご家族や残された方へ自身の想いを伝えるためのものです。

このノートを活用し、住まいのこれからを考えていきませんか。

## ノートの書き方

- 本書は、大切な住まいのこれからを考えるために、4つのステップで構成されています。まずは書きやすいところから、少しずつでいいので書き始めていきましょう。
- 家族や大切な人と相談しながら書いていくと、より効果的です。
- 書いた内容は、後日変更しても構いません。

## 空き家問題とは

#### ◆発生要因

お住まいの方が介護施設に入居したり、転勤したり、相続など様々な理由により、その住宅に誰も住まなくなってしまう場合があります。



## 住まいのこれからを考えるための 4 つのステップ

#### ステップ1

#### 基本情報の整理 ·・・・・ p 6

先ずは、私や家族や住まいなどについての情報を整理しましょう。

- 1 私と家族の基本情報
- (1) 私のこと
- (2) もしものときの連絡先
- (3) 家族のこと(家系図)
- 2 住まいの基本情報
- (1) 自宅
- (2) その他 (実家・貸家など)

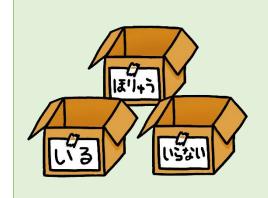


#### ステップ2

家財の整理 · · · · · □ p14

残しておくもの、捨てるものを整理 しましょう。

- (1)まずは整理整頓
- (2) 大切なもののありかを 分かるようにしておく
- (3) 処分してよいのか、 遺したいのかを決める
- (4) 遺したいものがあれば、 具体的に決める



### ステップ3

#### 活用方法の整理…… p18

自宅や実家などの土地や建物は利活用できるのか、解体しなくてはならないのか、家族とも相談しながら決めていきましょう。迷ったら、専門家に相談しましょう。

- (1)住まいのこれからを考えるフローチャート
- (2)活用方法のタイプ
  - ・家族や知人が住み 管理する
  - 賃貸する
  - 売却する
  - 解体する



#### ステップ4 自分の気持ちを

#### 残す **☞**p22

ステップ3で考えたことを文章に書き出してみましょう。

自分の気持ちを文章で残しておくことが大切です。

#### (1) 遺言書

- ・公正証書遺言と自書証明遺言
- (2)他にもある自分の気持ちの 伝え方
- ・民事信託(家族への信託)
- 任意後見制度
- 成年後見制度



## ステップ1 基本情報の整理

### 1 私と家族の基本情報

(1) 私のこと

まずは、私や家族、住まいについての基本情報を 整理するところからはじめましょう。

書き込みシート1

まずは、私の基本情報から書き始めてみましょう。

0.2 10.4 Part T	INTUN DECMONCONO DA 70	
名前(ふりがな)		
生年月日		
住所		
本籍		
連絡先		

## (2)もしものときの連絡先



このノートを読んでほしい人たちを記入しましょう。

名前	住所	電話	関係

## ステップ1 基本情報の整理

### (3) 家族のこと(家系図)

遺産を受け継ぐことができる人を法定相続人といい、法律で定められています。亡くなった方(被相続人)の配偶者に加え、子、父母等、兄弟姉妹の順で相続人を決めます。

相続になる可能性がある人はだれなのか、家系図をつくってみましょう。

#### ★ポイント 法定相続人とは?

〇配偶者:常に相続人

配偶者は以下の相続人とともに常に相続人になります。

①子:第1順位	被相続人に子がいる場合は、子と配偶者が相続人となります。 配偶者がいない場合は、子がすべてを相続します。
②父母等:第2順位	被相続人に子がいない場合は、父母等と配偶者が相続人となります。 配偶者がいない場合は、父母等がすべてを相続します。
③兄弟姉妹:第3順位	被相続人に子も父母等もいない場合は、兄弟姉妹と 配偶者が相続人となります。 配偶者がいない場合は、兄弟姉妹がすべてを相続し ます。

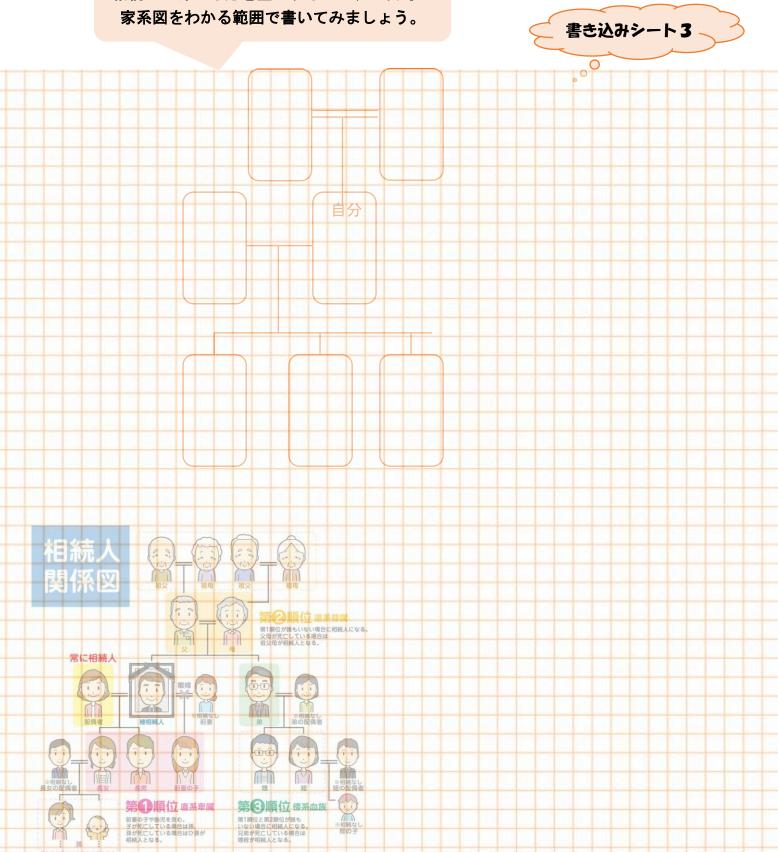
※代襲相続により、孫や甥・姪等が法定相続人となる場合もあります。

#### 専門家からのアドバイス①

#### 相続で知っておくとよいこと

相続にまつわる相談で多いのは、妻が自宅をすべて相続できないなど、家族とのトラブルです。そうならないためには、法定相続人がだれなのかをきちんと確認し、家族と話し合いながら、できるだけ争いが起こらないような遺言書の作成などの生前対策を行うことが大切です。

## 相続人にあたる方を整理するため、ご自身の



## ステップ1 基本情報の整理

### 2 住まいの基本情報

## (1) 自宅

書き込み	ルシート	<b>A</b> - 1	>
		<b>+</b> •	

口 戸建て 所在地(住所)	□ マンション	ン(区分所有) 口 その他	
(地番) 土地面積 	m²	地目	_ _
構造 □ 木造	□ 鉄筋造 □ 鉄	筋コンクリート造	
階数	階 床面積 _	m <sup>*</sup> <b>建築時期</b>	年
所有者氏名(土地)			
所有者氏名(建物)			
備考			
活用方法			
□ 売却	(取壊し含む) 口	賃貸 口 建替え	
□ 特定 <i>0</i>	D個人に引き継いでは	ましい	
引き継	いでもらいたい人		
		上記の方との相談の有無 口	有
□ その他	(	)	

#### 専門家からのアドバイス(2)

#### 自宅の今後の活用について、家族や大切なひとと話し合いましょう

自宅や実家の空き家化を予防し、資産として有効活用するには、住む 人がいなくなった場合にその住宅をどうするのか、事前に見通しを立 て、具体的に準備しておくことが効果的です。また、見通しを立てて も、そのことを引継ぐ家族に話していないことにより、トラブルになる ケースもありますので、まずは家族等と話し合いましょう。

### (2) その他(実家・貸家など)

書き込みシート4-2

□ 戸建て 所在地(住所)	口 マンション	ノ(区分所有)	□ その他	<u>1</u>
(地番)				
土地面積	m²	地目		
構造 □ 木造	□ 鉄筋造 □ 鉄	筋コンクリー	卜造	
階数	階 床面積 _	m²	建築時期	年
所有者氏名(土地				
所有者氏名(建物				
備考				
活用方法				
	(取壊し含む) 口		建替え	
	O個人に引き継いでは	ましい		
引き継	いでもらいたい人			
		上記の方との	相談の有無	□有
□ その他	(	)		

#### 専門家からのアドバイス3

#### 新耐震と旧耐震 建築時期を確認しましょう

建築時期が昭和56年(1981年)5月31日以前の場合は要注意です。 建築基準法の耐震基準が見直され、これよりも古い建物は、震度6~7 の地震に耐えられない可能性があります。そのままでは利活用するのは 難しいため、一般的には更地にして売却や耐震改修を行うことが考えられます。

## ステップ1 基本情報の整理

#### ★ポイント 所有している不動産を調べる方法は?

所有している土地や建物の所在地(地番)や面積等を調べる方法は以下があります。

自宅にある書類から	固定資産税の納税通知書を確認する 売買契約書を確認する
法務局へ	登記事項証明書を取得する

#### 専門家からのアドバイス4

#### 登記をしておきましょう

土地と建物は登記がされていますか。

適切な登記がされていないと、相続等の手続きに多くの時間やコストがかかってしまうことにより、相続人が苦労することがあります。

また、令和3年4月に民法が改正され、相続が発生した場合はそれを知ったときから3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならないことになりした。申請を怠った場合には10万円以下の過料がかかります。(施行は令和6年4月から)

権利関係を確認するには、登記簿、売買契約書、図面、固定資産税評価書などで確認することができます。

相続登記の手続きがお済みでない方や未登記の不動産をお持ちの方は、専門家に相談をしましょう。

## ステップ2 家財の整理

遺品を処分するのは大変です。これができないために、実家の処分ができな くなることがあります。少しずつでも、早めに取り組むことが大切です。

### (1)まずは整理整頓

以下の表を用いて、持ち物を分類・整理しましょう。

### 使っているもの

B しまいましょう。

使うことがあるも 取り出しやすいと のなので戸棚等に┃ころに置いておき ましょう。

愛着の ないも の

捨てましょう。 より質の高い老後 生活のためにも、 家族のためにも。

D

愛着のあるもの は、保管できるか 愛着のある

もの

検討。写真にして 残す方法も検討し ては。

使っていないもの

#### 専門家からのアドバイス(5)

#### 家財整理のコツ

まずは生活している空間を中心に片付けていきましょう。

リビング、キッチン、寝室といった普段自分が暮らしている部屋から 片付けてみましょう。一部屋ずつ片付いていくことで、達成感もありま す。ポイントは、一度にすべてのことをやろうとしないことです。毎日 少しずつ取り組むことが大切です。

愛着があって、捨てるのが忍びないものは、写真を撮って、思い出と して残しておくのも一つの方法です。気持ちの整理もつくのではないで しょうか。

### (2)大切なもののありかを分かるようにしておく

自分にとっても安心できます。 もしものときにご家族にとっても安心です。 = 書き込みシート5-1

大切なもの	しまってある場所
□通帳、印鑑	
口診察券、保険証、 お薬手帳、薬	
□年金手帳	
□宝石などの貴金属	
□不動産の権利書	
□保険・証券証書	
□住所録	

#### 専門家からのアドバイス⑥

#### タイミングをみて、家族に手伝ってもらっては

年齢を重ねると体力も落ち、片付けが億劫になってきます。モノが床 に置いたままになることが増えたり、探し物が増えたりしてきた ら・・・。家族にも手伝ってもらって部屋の整理整頓、不用品の処分を はじめてはいかがでしょう。

家族からは、話しかけづらい場合もあるため、あなたの方から話しか け、積極的に手伝ってもらいましょう。

## ステップ2 家財の整理

### (3)処分してよいのか、遺したいのかを決める

自身の家財について、相続した家族等の自由に処分して欲しいのか、大切なものを残して欲しいのか、まずは、あなたが亡くなったあと、家財道具やコレクションなどをどうしてほ しいのかイメージしましょう。

■ 全て廃棄してよい

□ 遺してほしいものがある

### (4)遺したいものがあれば、具体的に決める

(1)で愛着のあるものに分類した A, C などについて、遺したいもの、廃棄してもよいものを決めましょう。処分できるものは早めに処分しておきましょう。

書き込みシート5-3

#### 遺しておきたいもの

物品	引継ぎ方法
例)ピアノ	息子夫婦に送る。
例) 桐箪笥	家具店に引き取りを依頼

#### 専門家からのアドバイスで

#### 家財の処分費用はいくらぐらい

家財の処分を遺品整理業者に依頼するとどのぐらいの費用がかかるのでしょうか。間取りにより設定されていることが多く、庭付き一戸建て(3DK程度)は150,000円~400,000円程度とされています。(2022年6月24日時点)(出所 株式会社 LIFULL みんなの遺品整理 https://m-ihinseiri.jp/article-service/cost-house/)

間取りだけでなく、家財の量や内容によっても処分費用は変わりま す。少しでも減らしておくことにこしたことはありません。

自分で処分する場合は、家具などの大きなものは処分のための費用が かかります。ピアノなどは専門業者に引き取ってもらった方が安くすむ ことがあります。搬出できない場合はその場で解体して処分する業者も あるようです。仏壇、神棚なども困りますね。菩提寺に相談、仏具店に 引き取ってもらうのが一般的なようです。

小分けにして処分すると費用がかからない場合があります。

元気なうちに、少しずつでも処分しておくことには金銭的なメリット もあるのです。

#### 専門家からのアドバイス(8)

#### 家財処分のコツ

- ① いつまでに整理するかスケジュールを決めましょう いつまでに終わらせるか、どの部屋からやるかなど、具体的なスケジュールを組むと作業内容が明確になり、気持ちの整理もつきます。
- ② 思い切って不要なものを処分

使わないものは思い切って処分しましょう。不必要なものとして家電や衣服などが挙げられます。これらはリサイクルが可能なものなので、 リサイクル業者に引き取ってもらうのもひとつの方法です。

③ 残したものは分配・親からもらったものは形見分け

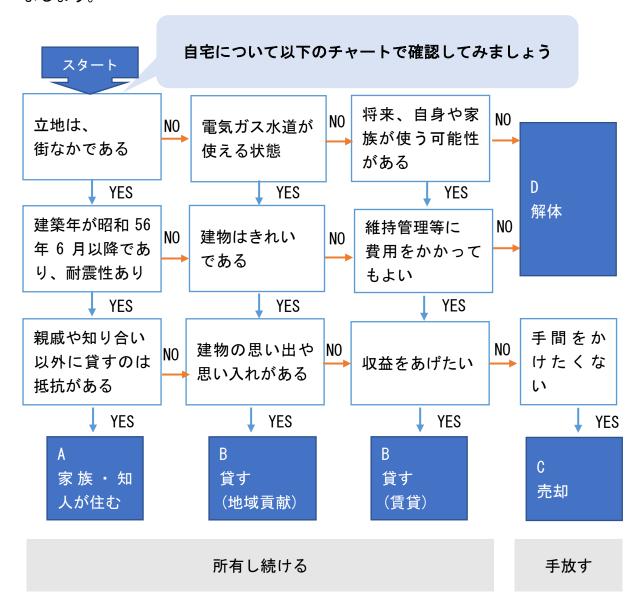
残したもので特に資産価値のあるものは親族に分配していきましょう。親の遺品で処分できずにずっと残ってしまっていることもあります。思い切って処分しましょう。形見分けをするのもよい方法です。なお、形見分けの際は、贈与税の対象になるものもありますので注意が必要です。

## ステップ3 活用方法の整理

### (1)住まいのこれからを考える

住まいは、建っている地域、建物の形式や規模、建築時期など、特性は様々です。また、住まいに対する気持ちも様々あると思います。

でも、住まいのこれからを考えると、方針は決めなければならないのです。 以下のフローチャートを活用し、お住まいをこれからどうしたいかを考えてみ ましょう。



## (2)活用方法をタイプ別に考えてみる

#### チェックを入れ てみましょう

#### 書き込みシート6

Coraca			
			. • •
A	口住用るし人所をおいいのでは、これでは、これでは、これでは、がいいのでは、いいのでは、これでは、のいいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ロ 同居して いる家族がそ のまま住み続 ける	家族がそのまま住み続けます。 必要に応じて、修繕や改修 が必要になることがあります。 相続のことなどを行く話し 合っておきましょう。
В	理する	ロ 引き継ぐ 人が、リフォ ーム も 用する (賃貸 含む)	引き継いだす。 引し、管理します。 引し、管理します。 自分がよりるとにないる はななにはないる はない がより不み を がより不み を は で は な に は な に は る る る る る る る る る る る る る る し 、 て 、 の る 、 の る 、 の る る る る る る る る る る る る
С	□手放す	□ 建物を売 却する	不動産を売却し資産を現金 化します。
D		□ 解体する	建物が古いなど利活用しに くく、費用をかけたくない 場合は、建物を取り壊し て、敷地を売却します。
Е	□ 資産湯	5用を考える	リバースモーゲージ、リバ ースバックなどで住みなが ら産活用し、最終的には処 分する

住まいの活用相談所(住まカツ)が利用できます。→P27悩んだ時には、専門家への相談が有効です。

## ステップ3 活用方法の整理

#### 専門家からのアドバイスの

#### 空き家利活用のために

空き家を放置していると、固定資産税(庭付き戸建てで 4~8 万程度) といった維持費がかかり、負の財産になってしまいます。誰かに貸すこ とができ、毎月の収入が確保できればそれらの支出を賄うことができる かもしれません。

ー棟すべてを活用するのではなく、ときどき活用する、一部を地域に 開放することもあります。コミュニティカフェ、子ども食堂、地域の居 場所など。

貸せるようにするには、建物の内部、外部を掃除してきれいにすることが必要です。場合によっては、修繕、改修などが必要になります。空き家利活用は夢も広がりますが、実際に事業を実施する団体との出会いや、賃貸条件の調整なども必要となります。

#### 専門家からのアドバイス10

#### 今からできる税金・相続対策

相続税とは亡くなった人(被相続人)の遺産を相続人が相続した際に、相続した遺産に課税される税金です。土地・建物、預貯金・証券などに課税され、思わぬ出費になることがあります。

相続税対策の代表的なものとして、生前贈与があります。生前贈与とは、被相続人が生きている間に財産を渡して、相続時に残る財産を少なくすることで相続税を抑える方法です。早期に着手するほど効果的です。ただし、相続税よりも贈与税の方が税率が高いことに注意が必要です。専門家に相談し、現在の相続税の概算と対策について確認しておくとよいでしょう。

## ステップ4 自分の気持ちを残す

### (1)遺言

ここまで書き進めてきて、ご自身が亡くなった後に財産をどのように処分するのかはっきりとしてきたのではないでしょうか。

もうひと仕事が残っています。それは、自分の気持ちを書き残しておくことです。遺言書を作っておきましょう。

#### 遺言書の文例

#### 遺言書

八王子太郎は以下のとおり、遺言する。

第1条 妻八王子花子に、別紙目録1の不動産を相続させる。 1 不動産 東京都八王子市〇〇町〇丁目〇番 宅地〇〇平方メートル

- 第2条 妻八王子花子と長男八王子一夫に、次の財産をそれぞれ2分の1の 割合で相続させる。
  - 2 預貯金
  - ○○銀行○○支店 普通預金 口座番号○○○○○○
  - 3 株式
  - ○○証券○○支店に預託している株式や投資信託と配当の権利
- 第3条 長男の妻八王子良子に次の財産を遺贈する。 4 デジタル資産 ○○ネット銀行 普通預金 口座番号○○○○○○
- 第4条 この遺言書の執行者として次の者を指名する。 東京都八王子市〇〇町〇丁目〇番 弁護士 小林一郎

#### (付言事項)

家族みんなのおかげで幸福な人生を送ることができた。今まで本当にありがとう。

毎日支えてくれた妻の花子には、一緒に暮らした自分の土地と建物を残す。長年、介護に尽くしてくれた長男の妻の良子には、感謝の気持ちを込めて、わずかだが受け取ってもらいたい。長男の一夫には金融資産の半分を残すので納得してほしい。

これからも家族仲良く暮らすことを願っている。

令和〇年〇月〇日

八王子市〇〇町〇丁目〇番地 八王子太郎 印

#### ★ ポイント 遺言書とは?

遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。公正証書遺言 は公証役場で公証人と二人の証人が立ち合い作成します。自筆証書遺言は自分 で作成します。効力は同じです。

#### ★ ポイント 自筆証書遺言書保管制度の活用

- ・自署証明遺言書保管制度とは、遺言者が自筆で作る遺言書を法務局に預ける ことができる制度です。令和2年7月10日から始まりました。
- いつでも誰でも簡単に作成することができます。
- 何度でも書き直すことができます。
- ・証人や立会人も不要で、自分が死ぬまで遺言の内容を秘密にしておくことが できます。
- ・法務局に預けるため、遺言書の紛失・廃棄・改ざんを防ぐことができます。
- ・遺言の形式要件を満たしているかチェックしてもらえる。
- 相続開始後の家庭裁判所における検認が不要。
- ・遺言書が保管されている旨が相続人に通知されます。

#### コラム 遺言書を作成してよかったこと

こんな例がありました。Aさんは、自分の死後奥さん(B)の生活を 安定させるために、生前に「甲不動産を含む一切の財産を奥さんに相続 させる。」という遺言書を作成しておきました。Aさんには、疎遠になっ ているとはいえ、兄弟姉妹が合わせて5人いて、遺留分(最低限もらえ る権利)を主張されると、自宅を売却して現金に代えなくてはならない 可能性がありました。遺言によりそれはなくなり、全部の財産を奥さん に相続させることができたのです。

#### 専門家からのアドバイス①

#### 遺言書の作成について

遺言書の作成は、難しく考えることはありません。自分がどのようにしたいのか、決められること、決められないことがあると思いますが、とりあえずは今書けることを書面にしておき、変更があったらその時書き換えればよいのです。気楽に考えてみましょう。

## ステップ4 自分の気持ちを残す

## (2) 自分の気持ちを伝えるさまざまな方法

死亡する前であっても、自分が認知症になり、意思を伝えられなくなってしまうこともあります。

任意後見制度や民事信託など、元気なうちに対策をしておくことで対応できるのです。

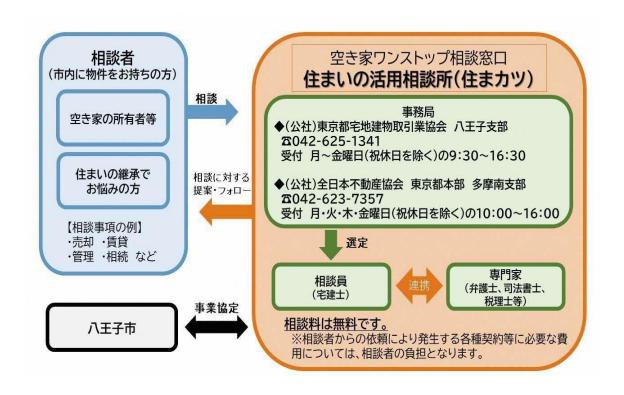
	生前			亡くなった後
** D	元気なとき	認知症などにな	しくなりに後	
- 現日	項目 民事信託		見制度	遺言
	(家族信託)	任意後見	法定後見	退日
内容	資が預頼に理せすを不金き託処仕の産を家、をみ組をするし分組をない。	将で能たに産てを約認分が合わ理ら任す。知の低にっ等うす。年間に分財しと契	人を決定して もらう制度で す。	だすとで防ま遺正「言すれのし、ぐす言証自」にかてトこ。書書筆がというがは言語あるこれで 「」書りとをき 公と遺ま
契約する相手	家族や親族など	家族や親族など	家族や親族など、弁護士や 司書士など	家族や親族など
問合せ先	公証役場	家庭裁判所公証	役場	公証役場法務局

#### 八王子市空き家ワンストップ相談窓口

## 「住まいの活用相談所(略称:住まカツ)」

自宅や相続した実家を使用しない期間が長期化し、管理が行き届きづらくなると、草木の繁茂や建物の損壊などにより近隣の生活環境を悪化させる恐れがあります。空き家にしない、長期化させないためには、早めに自宅の将来の見通しを立てておくことが有効です。

八王子市では地元の不動産団体と協定を締結し、「住まいの活用相談所(住まカツ)」を開設しています。自宅や実家を資産としてスムーズに活用するために、地域の実情に詳しい不動産を中心とした各種専門家が住まいの流通や管理、継承といった相談に無料でお答えします。まずは相談窓口までお気軽にお電話ください。



八王子市 まちなみ整備部住宅政策課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24番1号

電話:042-620-7260 ファックス:042-626-3616